**ロゴの使用ならびに広報活動に関する覚書**

　特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム（以下「甲」という）と●●●●●●（以下「乙」という）は以下のとおり支援事業におけるロゴの使用ならびに広報活動について取り決める。

1. 支援事業における全体の広報活動は甲の事務局で行う。
2. 甲は各団体の活動紹介については各団体の了解のもと、公正に行わなければならない。
3. 乙は甲に対し真正の情報を提供する責を負う。
4. 甲は乙の提供する情報をもとに、甲の常任委員会における協議に基づき、支援事業の共同広報活動を行う。
5. 甲の事務局は本共同広報活動を通じてメディア、ドナー、ならびに一般の方々に対し支援事業の活動全般、個々の団体の情報を伝える。
6. 甲は乙の了承のもとに甲を通じて申し込みのあった取材について乙に対し斡旋する。その場合、乙はジャパン・プラットフォームのメンバーとしての事業に参画している旨、取材者に対し説明を行う。
7. 乙が支援事業のもとでの活動に対し取材を受けた場合は、乙はジャパン・プラットフォームのメンバーとしての事業に参画している旨、取材者に対し説明するとともに、取材があった旨事務局に報告する。
8. 乙は甲が提供する物資、甲が提供する資金により購入される物資に、乙のロゴを掲示する場合は、必ず「ジャパン・プラットフォーム」のロゴをも掲示するものとする。
9. 乙は支援事業実施に際して、本事業がJPF資金に拠る事業であることにつき、関係者の周知を図るのと並行して、事業地の事務所やワークショップ実施地等において「ジャパン・プラットフォーム」のロゴを掲示し、ジャパン・プラットフォームとしての事業に参画している旨も周知する。
10. 上記支援事業とJPFとの関係性の周知について保安上の懸念がある場合は、その限りではない。
11. 支援事業の事業報告会等が開催される場合、乙は、事業に支障をきたさない範囲で最も適任と思われる職員を出席させ、報告するよう努めるものとする。

●●●●年●●月●●日

甲　　特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

代表理事　永井　秀哉　印

乙　　（団体名）

（代表者肩書き・氏名）　印